

吹田歴史文化まちづくりセンター条例施行規則現行・改正案対照表

は改正箇所

現 行	改 正 案
(使用等の申請) 第4条 -----略----- 2 前項の施設を使用しようとする者は、<u>あらかじめ、次に掲げる事項を記載した使用許可申請書を市長に提出しなければならない。</u> (1) <u>申請者の氏名又は名称、住所又は所在地及び電話番号並びに団体にあっては、担当者の氏名（以下「申請者の氏名等」という。）</u> (2) <u>使用日時、使用施設、使用附属設備、使用目的及び使用人数並びに入場料等徴収の有無（以下「使用日時等」という。）</u> 3 前項の規定による申請は、<u>使用しようとする日（引き続き2日以上使用しようとする場合は、その最初の日をいう。以下この項及び第15条第1項において「使用日」という。）の6月前（市外の者にあっては、3月前）の日から使用日の前日までに</u><u>行わなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</u> 4 <u>歴史文化まちづくりセンターを観覧しようとする者は、その旨を口頭で申し出なければならない。</u> 5 前項の規定による申請は、<u>観覧しようとする日の当日に限り、行うことができる。</u>	(使用等の申請) 第4条 -----略----- 2 前項の施設を使用しようとする者は、<u>市長が定めるところにより、公共施設の使用許可に係る情報システムによる事前手続（以下「ウェブ申込み」という。）をしなければならない。</u> 3 <u>ウェブ申込みの区分は、次の各号に掲げるとおりとし、ウェブ申込みをすることができる期間は、それぞれ当該各号に定める期間とする。</u> (1) <u>市内使用者（住所（法人にあっては、事務所の所在地）が市内にある者をいう。以下この項において同じ。）の使用に係る抽選申込み 使用日の7月前の日の属する月の25日から末日まで</u> (2) <u>市内使用者の使用に係る先着申込み 使用日の6月前の日の属する月の2日の正午（1月にあっては、5日の正午）から使用日の前日まで</u> (3) <u>市外使用者（市内使用者以外の者をいう。次号において同じ。）の使用に係る抽選申込み 使用日の4月前の日の属する月の25日から末日まで</u> (4) <u>市外使用者の使用に係る先着申込み 使用日の3月前の日の属する月の2日の正午（1月にあっては、5日の正午）から使用日の前日まで</u> 4 <u>抽選申込みをして当選した者及び先着申込みをした者は、当選又は先着申込みの日から起算して7日以内（先着申込みの日から起算して7日以内に使用する場合は、使用日の前日まで）に、使用許可申請書を市長に提出するとともに、使用料を納付しなければならない。この場合において、提出期限までに使用許可申請書の提出がなかったときは、その者の当選又は先着申込みは、なかったものとみなす。</u> 5 <u>前3項の規定にかかわらず、公用で使用する場合その他市長が特別の事情があると認める場合の申請の手続は、市長が定める。</u> 6 <u>歴史文化まちづくりセンターを観覧しようとする者は、その旨を口頭により申請しなければならない。</u>

現 行	改 正 案
(使用内容の変更) 第8条 使用者は、<u>使用日時等</u>の変更をしようとするときは、<u>次に掲げる事項を記載した</u>使用内容変更許可申請書に使用許可書を添えて市長に提出し、その許可を受けなければならない。 (1) <u>申請者の氏名等</u> (2) <u>許可を受けた使用日時等並びに変更しようとする事項及びその理由</u> 2 ----- 略 ----- (使用時間の超過) 第9条 使用時間の<u>超過</u>は、歴史文化まちづくりセンターの運営に支障のない場合に限り許可する。 2 ----- 略 ----- 3 超過時間の計算は、30分以上1時間未満の端数は1時間とし、30分未満の端数は切り捨てるものとする。 (使用の取消し) 第10条 使用者は、歴史文化まちづくりセンターの施設の使用を取り消そうとするときは、遅滞なく<u>次に掲げる事項を記載した</u>使用取消届に使用許可書又は<u>使用内容変更許可書</u>を添えて市長に提出しなければならない。 (1) <u>申請者の氏名等</u> (2) <u>許可を受けた使用日時等</u> (3) <u>取消しの理由</u> (市外割増使用料を徴収しない場合)	7 前項の規定による申請は、観覧しようとする日の当日に限り、行うことができる。 (使用内容の変更) 第8条 使用者は、<u>使用附属設備、使用目的、使用人数又は入場料等徴収の有無の変更</u>をしようとするときは、使用内容変更許可申請書に使用許可書を添えて市長に提出し、その許可を受けなければならない。 2 ----- 略 ----- (使用時間の超過) 第9条 使用時間の<u>超過</u>(第4条及び第5条に定める手続により許可を受けた使用時間と引き続く<u>条例別表に使用料の定めのある時間帯以外の時間に使用すること</u>をいう。)は、<u>使用日の当日に限り申請することができるものとし、歴史文化まちづくりセンターの運営に支障のない場合に限り許可する。</u> 2 ----- 略 ----- 3 <u>超過時間の使用料の額を算定する場合における超過時間の計算は、30分以上1時間未満の端数は1時間とし、30分未満の端数は切り捨てるものとする。</u> (使用の取消し) 第10条 使用者は、歴史文化まちづくりセンターの施設の使用を取り消そうとするときは、遅滞なく使用取消届に使用許可書<u>その他の市長が必要と認める書類</u>を添えて市長に提出しなければならない。 (市外割増使用料を徴収しない場合)

現 行	改 正 案
第 1 1 条 条例別表の備考第 1 項に規定する市長が定める場合は、次条の規定により<u>割増した使用料</u>を徴収する場合とする。 (入場料等を徴収するときの使用料) 第 1 2 条 使用者が入場料その他これに類するもの（以下「入場料等」という。）を徴収するときは、次の各号に掲げる区分に応じ、<u>当該各号に定める割増率によって算出した金額を使用料として</u>徴収する。ただし、入場料等の徴収が営利又は営業を目的とするものでないと市長が認める場合にあっては、この限りでない。 (1) 入場料等の金額が500円未満の場合 <u>1 0 割</u> (2) 入場料等の金額が500円以上の場合 <u>2 0 割</u> (附属設備等) 第 1 3 条 ----- 略 ----- (使用料の減額又は免除) 第 1 4 条 ----- 略 ----- 2 使用料の減額又は免除を受けようとする者は、<u>次に掲げる事項を記載した</u>使用料減額・免除申請書を使用許可申請書に添付しなければならない。 (1) <u>申請者の氏名等</u> (2) <u>使用日時等</u> (3) <u>減額又は免除の理由</u> (使用料の還付) 第 1 5 条 条例第 7 条第 3 項ただし書の規定により使用料の還付を行う場合及びその割合は、次のとおりとする。 (1) ----- 略 ----- (2) 使用者が使用日の 7 日前までに使用取消届を提出した場合 既納使用料の 5 割 (3) ----- 略 ----- <u>2</u> 使用料の還付を受けようとする者は、<u>次に掲げる事項を記載した</u>使用料還付申請	第 1 1 条 条例別表の備考第 1 項に規定する市長が定める場合は、次条の規定による<u>割増使用料</u>を徴収する場合とする。 (入場料等を徴収するときの使用料) 第 1 2 条 使用者が入場料その他これに類するもの（以下「入場料等」という。）を徴収するときは、次の各号に掲げる区分に応じ<u>当該各号に定める割増使用料を併せて</u>徴収する。ただし、入場料等の徴収が営利又は営業を目的とするものでないと市長が認める場合にあっては、この限りでない。 (1) 入場料等の金額が500円未満の場合 <u>条例別表に定める使用料の 1 0 割</u> (2) 入場料等の金額が500円以上の場合 <u>条例別表に定める使用料の 2 0 割</u> (附属設備等) 第 1 3 条 ----- 略 ----- <u>2 附属設備等の使用料は、使用日の当日に納付しなければならない。</u> (使用料の減額又は免除) 第 1 4 条 ----- 略 ----- 2 使用料の減額又は免除を受けようとする者は、使用料減額・免除申請書を使用許可申請書に添付しなければならない。 (使用料の充当及び還付) 第 1 5 条 <u>使用者が使用取消届を提出した場合（既納の使用料がある場合に限る。）において、その者が納付すべき使用料があるときは、既納の使用料を納付すべき使用料に充当することができる。</u> <u>2</u> 条例第 7 条第 3 項ただし書の規定により使用料の還付を行う場合及びその割合は、次のとおりとする。 (1) ----- 略 -----

現 行	改 正 案
書に使用許可書及び使用内容変更許可書又は使用取消届を添えて市長に提出しなければならない。 (1) <u>申請者の氏名等</u> (2) <u>許可を受けた使用日時等</u> (読替え) 第24条 指定管理者が歴史文化まちづくりセンターの管理を行う場合におけるこの規則の規定の適用については、第4条第1項から第3項まで、第5条第1項、第6条、第7条第1項及び第3項、第8条、第10条、<u>第15条第1項</u>並びに第19条中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。	(2) 使用者が使用日の7日前までに使用取消届を提出した場合 既納使用料<u>(充当をしたときは、その額を控除した額)</u>の5割 (3) -----略----- <u>3</u> 使用料の還付を受けようとする者は、使用料還付申請書に使用許可書<u>その他の市長が必要と認める書類</u>を添えて市長に提出しなければならない。 (読替え) 第24条 指定管理者が歴史文化まちづくりセンターの管理を行う場合におけるこの規則の規定の適用については、第4条第1項<u>及び第4項</u>、第5条第1項、第6条、第7条第1項及び第3項、第8条、第10条、<u>第15条第2項</u>並びに第19条中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。